

文化と技の伝承者 にいがた「なりわいの匠」

農林漁業に関する技術をはじめ、郷土料理、郷土芸能や自然観察などの技能をもった方々を「体験交流の指導者」＝「なりわいの匠」として県が認定する事業です。現在、南魚沼地域では137名(延べ211技能)の認定があり、学童や都市住民の体験受入等で活躍しています。技能をお持ちの方は「なりわいの匠」になってみませんか？また、「なりわいの匠」認定者を活用したい方については、下記まで問い合わせ下さい。

なりわいの匠になるには？

①申請書を市町に提出

- ▼ 下表の技能をお持ちであれば、どなたでも申請できます。
- ▼ 申請書を書いて、市町の窓口(南魚沼市農林課 ☎025-773-6663 湯沢町産業観光課 ☎025-784-4850)まで提出してください。

分野	技能例
農林漁業体験	米、野菜、花づくり、枝打ち作業など
農林水産物加工体験	餅つき、そば打ち、漬け物作りなど
郷土文化体験	お手玉作り、神楽、ワラ細工、さいの神、笹寿司作りなど
自然観察体験	昆虫観察、山菜採り、きのこ採りなど

②審査会の実施

- ▼ 毎年2月と8月に、地域振興局で審査会が開催されます。

③認定

- 審査会で承認されると、県知事から認定証が交付されます。これであなたも「なりわいの匠」です。



私が「なりわいの匠」です！



平成18年認定の戸田タツさんは南魚沼市農業体験大学校の一員としてそば打ち体験の受け入れを行っています。お客様の年齢もさまざまで、子どものお客様には「食えること」に興味を持ってもらえるような教え方を心掛けているそうです。

問 ●南魚沼市農林課 ☎025-773-6663 ●湯沢町産業観光課 ☎025-784-4850 ●農林振興部 企画振興課 ☎025-772-3918 FAX025-772-2612

連載

魚沼きのこクッキング

第4回

きのこのロールパイ

(平成20年度にいがたきのこ料理コンクール最優秀賞 大滝麻矢さん作品)



材料(4人分)

- ・生しいたけ…4,5枚
- ・ぶなしめじ…50g
- ・えのきたけ…50g
- ・玉ねぎ…1/4個
- ・ベーコン…80g
- ・アスパラガス…4本
- ・パプリカ(赤・青)…各1/4個
- ・とろけるチーズ…適量
- ・クリームチーズ…50g
- ・マヨネーズ…大さじ1
- ・塩…少々
- ・コショウ…少々
- ・パイシート…4枚

作り方

- ①生しいたけは石づきをとってスライスする。ぶなしめじは細かく裂いておく。えのきたけは3等分くらいに切っておく。玉ねぎ・アスパラガス・パプリカはスライスし、ベーコンは1cmくらいに切る。
- ②1を混ぜ、塩・コショウ・マヨネーズを加え、チーズをちぎって混ぜる。
- ③薄くのばしたパイシートに具を乗せて巻き、ラップに包んで10分冷やす。
- ④1本を4等分にして天板に乗せ、オーブンで15～20分焼けばできあがり。



ホームページ: <http://www.pref.niigata.lg.jp/rinsei/1217872864788.html>

トピックス

魚沼産コシヒカリ産地で 初のJGAP認証を取得

●生産工程管理で安全・安心を確保

皆さんは、どこに注目して農産物を購入されていますか？

最近では、農業にも生産工程管理を導入し、農産物の安全安心をより確かなものにしようという取り組みが始まっています。

生産工程管理とは、生産の段階で安全性を高め、事故などのリスクをなくす(減らす)ための手法で、農業分野ではGAP(Good Agricultural Practice=農業生産工程管理)と呼ばれており、その日本版がJGAPです。

●南魚沼地域でJGAP認証農場が誕生！

ほとんどの農家が「安全・安心」を重点に農産物を生産していますが、外部団体から認証を得る取り組みは、始まったばかりです。

そのようななか、当地域でJGAP認証を取得した農場が6つ誕生しました(平成21年12月末現在、穀物での認証は全国で69農場)。認証取得には130項目にも及ぶ適合基準を満たさなくてはならず、天候に左右される農業者には大変な負担ですが、消費者に安全安心なお米を届けたいという思いから、認証取得に至りました。

今後も、地域振興局では、この取り組みを支援し、おいしい南魚沼産コシヒカリを更に磨き上げていきます。



▲JGAP認証
マークの例(穀物用)

問 農林振興部 普及課
☎025-772-3337 FAX025-772-2612

INFORMATION /

地域からのお知らせ

4月から事務の一部を市町が行っています！

県では、住民の皆さんの利便性の向上や市町村の自治権の強化を図るために、市町村への権限移譲を進めています。4月から、新たに以下の事務が移譲されました。

南魚沼市：未熟児養育医療給付申請の受付 など 計3事務
湯沢町：宅地造成工事規制区域の指定 など 計6事務

更なる権限移譲を進めるために、今後も市町村との協議を進めていきます。詳しくは行政改革推進室のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kaikaku>

問 行政改革推進室
☎025-280-5011 FAX025-280-5075

【お詫びと訂正】

4月11日(日)に発行した県民だより(春号)の中で、「なりわいの匠」認定者数を誤って記載いたしました。正しくは下記のとおりです。お詫びして訂正いたします。

(正)137人(延べ211技能)

(誤)138人(延べ211技能)

なお、このホームページに掲載されている県民だよりは上記の訂正が済んでおり、正しい情報となっております。